

別記様式第1号

年 月 日

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請書

関係自治体 殿

申請者	所在地	
	企業名称	
	代表者の役職・氏名	
連絡先	担当者名	電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱第5の1に基づき、以下のとおり、申請します。

1. 申請者の基本情報

(1) 企業名称	
(2) 本社所在地	
(3) 代表者名	
(4) 電話番号	
(5) 資本金	円
(6) 法人設立時期	年 月 日
(7) 企業の沿革	
(8) 組織体制	<p>※既存の組織図等の貼付け可</p> <p>※外国人エンジニアが所属予定の部門等を明記</p>

2. 事業内容

(1) 拠点名称	
(2) 所在地	
(3) 事業内容	
(4) サービス・製品の概要及び販売単価	<p>※新規性や独自性、類似のサービス・製品との比較等も記入</p>
(5) 主要取引先及び実績 (新規事業の場合は想定顧客と見込み)	
(6) 現在の事業進捗状況及び今後の展開予定	

別記様式第2号

年 月 日

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定更新申請書

関係自治体 殿

申請者	所在地	
	企業名称	
	代表者の役職・氏名	
連絡先	担当者名	電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱第5の2に基づき、企業認定の更新について申請します。

・現在認定期間に係る認定日 令和 年 月 日付 (××第〇〇号)

1. 申請者の基本情報

(1) 企業名称	
(2) 本社所在地	
(3) 代表者名	
(4) 電話番号	
(5) 資本金	円
(6) 法人設立時期	年 月 日
(7) 企業の沿革	
(8) 組織体制	<p>※既存の組織図等の貼付け可</p> <p>※外国人エンジニアが所属予定の部門等を明記</p>

3. 財務計画

(1) 年度別売上・利益計画

項目	年 月期(今期)	年 月期(来季)
a 売上高		
b 売上原価		
c 売上総利益 (a-b)		
d 販売費及び一般管理費		
e 利益 (c-d)		

(2) 資金計画

項目	年 月期 今期	年 月期 来期
資金需要	•	
	•	
	•	
	•	
	•	
合計		
資金調達	•	
	•	
	•	
	•	
	•	
合計		

4. 雇用の状況・予定

(1) 常時雇用する従業員の数（申請時点）

全従業員の数	うち外国人エンジニアの数
名	名

(2) 今後の従業員の雇用の見通し

（うち本事業を利用して雇用する外国人エンジニア）

初年度（申請年度）	翌年度
名（ 名）	名（ 名）

(3) 外国人エンジニアに従事させる予定の業務

--

別記様式第3号

年 月 日

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定通知書

殿

関係自治体

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱第6の1の規定に基づき、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

認定期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業不認定通知書

殿

関係自治体

貴殿が 年 月 日付で申請された件については、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱第4の1に該当せず、不認定としましたので通知いたします。

記

- 1 決定内容
不認定
- 2 決定理由

別記様式第5号

年 月 日

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定取消通知書

殿

関係自治体

年 月 日付で認定した件については、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱第6の4の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業に係る誓約書

(関係自治体 首長) 殿

申請者	所在地	
	企業名称	
	代表者の役職・氏名	
連絡先	担当者名	電話番号

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱第5の1に基づき、下記の事項について履行することを誓約します。

記

- 以下の状況が生じたとき、関係自治体へ遅滞なく報告すること。なお、アに伴う関係自治体への報告は、当該外国人エンジニアの稼働状況（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等）を含むものであること。
 - 特例措置を活用して入国した外国人エンジニアを雇用したとき
 - 当該外国人エンジニアとの契約内容を変更したとき
 - 当該外国人エンジニアが出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）違反又は刑罰法令違反となる行為をしたとき
 - 経営状況の急速な悪化等により当該外国人エンジニアの雇用が困難になる状況が予測されるとき
 - 当該外国人エンジニアを解雇したとき
 - 解雇した当該外国人エンジニアの帰国を確認したとき
- 解雇した当該外国人エンジニアに対して、当該外国人エンジニアが帰国すべき状況にあるときは、帰国指導を行うこと。
- 以下の場合に解雇した当該外国人エンジニアの帰国旅費を負担すること
 - 当該外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇等を行った場合
 - 当該外国人エンジニアが、病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できない場合
- その他、要領によって定められた責務を果たすこと。